東京都地域スポーツクラブ 令和7年度 指導者資格等取得支援事業

- 事務の手引き -

令和7年4月

公益財団法人東京都スポーツ協会

目 次

«	はじめに »	1
1	事業概要	2
2	事業実施の流れ(スケジュール)	3
3	補助対象資格	4
4	補助対象経費	4
5	補助金額	4
6	対象者	4
7	申請者	5
8	会計管理及び事業の留意点	5
9	領収書等証明書類について	5
10	各資格の受講料	6
11	JSPO 指導者マイページからの領収書印刷について	7
12	各様式の記入例(ポイント解説)	8

~ はじめに ~

本事業は、東京都の公金(税金)を使って行うものです。

このため、本事業においては、目的に沿った事業の実施と、補助金が適正に使われたことを 外部へ説明できることが必要です。

補助金が公金(税金)であることを十分に認識し、適正な執行と管理に努めていただきますようお願いいたします。

- ●補助金事業について <事業を適正に執行する上で次のポイントが重要です。>
- (1)補助金等が決められた事業目的に使用されていること
- (2)補助金が補助金の対象となる経費(内容)に適正に使用されていること
- (3) 他の事業と区分して会計が管理されていること
- (4)補助金等の収支記録及び使途を証明する書類が適正に整っていること
- (5) 事業各種書類の手続きが期限内に適切に行われていること

●確認書と公金取扱者設置届出書

公金が基となる事業であることから、事業実施にあたり、諸項目の確認をするため、確認書を提出いただきます。また、同様に、公金の取扱者を設置し、適正な経費の管理を行っていただきます。

●本事業の東京都への報告及び監査

東京都スポーツ協会では、各クラブの提出書類内容を精査し、取りまとめ、東京都に報告書を提出します。 その報告書の提出後、事業の翌年度以降に東京都から監査を受けます。その際不備が指摘された場合は、 補助金額の確定にかかわらず補助金の返還を求められることがあります。

【提出・問い合わせ先】 公益財団法人東京都スポーツ協会 事業部 地域スポーツ課

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4 – 2 Japan Sport Olympic Square 10階

電話 03-6804-1472 E-MAIL info@club-tokyo-sports.jp

- ●要項・手引き・各様式は「サポートネット」に掲載しています。https://club-tokyo-sports.jp/
- ●スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス通報窓口

スポーツ事業の会計処理や補助金等の利用方法等の一層の適正化と、健全性を確保するため、スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス相談窓口を設置しています。https://www.tokyo-sports.or.jp/tsuuhou.html

1 事業概要

本事業は、地域の日常的なスポーツ活動の場である地域スポーツクラブに対し、 事業目的 者資格を取得する際の費用(受講料)を補助することで、指導者の確保や質の向_ 図り、地域のスポーツ環境を整備・活性化することを目的とした事業です。					
ch=##088	【前期】令和7年4月1日~令和7年7月31日				
申請期間	【後期】令和7年10月1日~令和8年1月31日				
	以下、全ての事項に該当する都内地域スポーツクラブ				
	(1)区市町村から東京都に地域スポーツクラブとして届出が完了している団体				
申請者	(2)申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体				
	(3)領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理を適正に行うことがで				
	きる団体				
	クラブ関係者が(公財)日本スポーツ協会公認指導者資格(以下の資格)を新規に取				
	得した際、及び(公財)日本スポーツ協会主催の研修会・講習会を新規に受講した際の				
	「受講料」(教材費、登録料等を除きます。)を対象経費とします。				
	・スポーツコーチングリーダー(オンライン講習)(集合講習)				
	・スタートコーチ(競技別)(教員免許状所有者)				
++40次+40	・コーチ 1 (公財) 日本サッカー協会公認 C級コーチ・(公財) 日本バスケットボール協会公認 C級コーチを含む。				
対象資格	・スタートコーチ(ジュニア・ユース)				
	・ジュニアスポーツ指導員				
	・アシスタントマネジャー				
	・クラブマネジャー				
	・アクティブチャイルドプログラム関連研修会・講習会				
	・その他(詳細は、「3 補助対象資格」を参照)				
	申請クラブ関係者であり、次のいずれかに該当する者。				
	なおかつ、対象資格の取得・登録が令和7年4月又は令和7年10月の者若しくは令和				
	7年度に対象研修会等を受講した者。				
対象者	(1)クラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も				
	当該クラブでその見込みがある者				
	(2)令和7年度中にクラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う				
	予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者				
六八〇宛	年度内(前期・後期合わせ) 1クラブ 上限 200,000円				
交付金額	(先着順。予算上限に達した場合は、年度途中で終了。)				
	第1号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書				
	第2号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者実績報告書				
	第3号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書				
₩₩	第4号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者設置届出書				
提出書類	第6号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書				
	第7号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について(報告)				
	上記のほか、資格取得の受講料の支払に関する証明書類(※)				

2 事業実施の流れ(スケジュール)

年度内に2回の申請時期(前期・後期)があります。 原則として、該当の資格を取得した直近の時期に申請してください。【提出は期限厳守】

(下表 ☆はクラブに該当する項目です)

前期	後期	事項	内 容
4/1 ~7/31	10/1 ~1/31	交付 申請 (☆)	クラブは、期限までに以下の書類を提出 【締切: (前期) 7月31日/(後期) 1月31日】 第1号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書 第2号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者 実績報告書 第3号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書 第4号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者 設置届出書
		審査	(提出された申請書等を審査)
8/1	2/1		
~8/31	~2/28	交付額	(審査結果、補助金の概算交付額をクラブへ通知)
		通知	
		交付	
		請求	クラブは交付請求書を提出
9/1	3/1	(☆)	第6号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書
~9/30	~3/31		
		補助金	(クラブの指定口座へ交付)
		交付	

●注意事項●

- (1) 不明点等について、電話又はメールにて確認させていただくことがあります。 連絡があった場合は、お早めにご対応をお願いします。
- (2) 東京都スポーツ協会に提出する書類は、クラブの控えとして、領収書等を含む全てをコピーし、保管してください。
- (3) 提出書類作成の際、手書き部分は ボールペン で記入をしてください。 (鉛筆や消せるペン等で作成した場合、再提出となります。)
- (4) 必要書類に押印する印鑑等については、以下のとおりとしてください。
 - ① 押印欄には、法人印又はクラブ代表者の印を押印する。
 - ②「代表者職氏名」には、クラブの代表者(会長、理事長等)の氏名を記入する。
- (5) 審査のうえ概算交付額を決定しますので、申請金額と異なる場合があります。 特に、支払に関する書類の内容を確認のうえ、提出してください(P5参照)。

3 補助対象資格

以下の(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(以下「JSPO資格」といいます。)を 新規に取得の場合、もしくは(公財)日本スポーツ協会主催の研修会・講習会を新規に受講した場合が 対象です。なお、新規取得ではあるが、共通科目が免除となる場合も、専門科目分が対象です。

- ・スポーツコーチングリーダー(オンライン講習)(集合講習)
- ・スタートコーチ(競技別) (教員免許状所有者)
- ・コーチ1 ((公財)日本サッカー協会公認 C級コーチ・(公財)日本バスケットボール協会公認 C級コーチを含む。)
- ・スタートコーチ(ジュニア・ユース)
- ・ジュニアスポーツ指導員
- ・アシスタントマネジャー
- ・クラブマネジャー
- ・アクティブチャイルドプログラム関連研修会・講習会
- ・その他(※)
- (※) 本事業においては、J S P O資格及び JSPO 主催の研修会・講習会であることを原則としています。 上記に該当のない資格等については、申請前に東京都スポーツ協会へ連絡のうえ、その可否を確認く ださい。東京都スポーツ協会が認めた場合は対象とします。(事前確認のないものは、対象とすることは できません。)

4 補助対象経費

補助対象経費は、上記3のJSPO資格における**受講料が対象です** (教材、登録料、更新費用等は対象外)。

5 補助金額

補助金額は、<u>1クラブ当たり、一年度(前期・後期を合わせ)に 20 万円が上限です。</u>

申請は先着順に受け付けます。

予算上限に達した場合は、年度途中で終了します。

6 対象者

申請クラブ関係者であり、次のいずれかに該当する者。

なおかつ、上記3の対象資格の取得・登録が令和7年4月又は令和7年10月の者若しくは令和7年 度に上記3の対象研修会等を受講した者を対象とします。

- (1) クラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も当該クラブでその 見込みがある者
- (2) 令和7年度中にクラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者

●注意事項●

当協会への申請は、地域スポーツクラブが行ってください(資格取得者、研修会等受講者本人名義では申請できません。)。

7 申請者

次の全てに該当する地域スポーツクラブが申請者です。

- (1) 区市町村から東京都に地域スポーツクラブとして届出が完了している団体
- (2) 申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体
- (3) 領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理を適正に行うことができる団体

8 会計管理及び事業の留意点

- (1) 他の事業と会計を分けて執行してください。
- (2) 適正な会計管理を行うため、会計処理には複数の人が関わり相互チェックする等の体制を構築してください。
- (3) 領収書等の証明書類等は適正な会計処理に必要な要件を満たすよう整えてください。
- (4) クラブでの補助金の管理は、通帳での資金管理とし、執行は可能な限り口座振込払いで行ってください。
- (5)必要書類を、東京都スポーツ協会あてに郵送にて提出してください(メール提出不可)。
- (6) 事業に際し、個人情報を取り扱う場合などは関係法令及び各クラブの規定に基づき、適正な管理、運用を行ってください。
- (7) 東京都スポーツ協会に提出する書類は、<u>クラブの控えとして、領収書等を含む全てをコピーし、保管ください。</u>東京都スポーツ協会とクラブの双方が、同一の書類を見ながら確認作業を行います。
- (8) 証明書類の添付内容等に不備がある場合、交付金の対象外となります。

9 領収書等証明書類について

本事業申請時には、資格を取得する際にかかった経費の領収書等証明書類を提出してください。 提出する際には、クラブの控えとして、申請書類一式(領収書を含む)のコピーを保管してください。 経費の支払者がクラブであっても、資格取得者であっても、以下の内容が確認できる書類を揃え、提出してください。

●注意●

受講料に「検定料」や「JSPO 受講管理料」を含む場合、要項の内訳を確認したうえで、「受講料」に該当する金額のみ対象金額として扱います。

(1) 資格取得の講習会を実施する団体(以下「実施団体」といいます。)が発行する領収書「原本」を 提出します。

※JSPO へ支払をした資格は、指導者マイページから領収書の発行(印刷)が可能です(11 参照)。

(2) 実施団体が領収書を発行できない場合は、支払いが確認できる書類が必要です。

支払が確認できる書類とは、実施団体に入金したことがわかるもの。

(例) ATM 利用明細、ネットバンキング(スクリーンショットなど印刷)など

- (3) 上記(1)、(2)の書類のほか、受講料が掲載されている開催要項などを添付する必要がある 資格は、「10 各資格の受講料(金額は参考)」の※印がある資格です。
- (4) クレジット払いについては、ポイント付与の・還元が個人の利益に帰する等の理由から、助成割合が、次のとおりとなります。対象者の書類内容で金額が異なることがあるので、ご注意ください。 【法人名義】(クラブのカード)・・・100%助成 【個人名義】(対象者のカード)・・・95%助成

10 各資格の受講料 (金額は参考)

- ●申請する対象者の資格と金額の内容として参考ください。
- ●受講料が掲載されている開催要項等の取り寄せが必要となる資格は★印のある資格です。
- ●なお、受講料に「検定料」や「JSPO 受講管理料」を含む場合、要項の内訳を確認して「受講料」に 該当する金額のみ申請対象となります。
- ●コーチ1の専門科目は、競技の特殊性で金額が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ●支払先が JSPO だった場合、「JSPO 指導者マイページ」より、領収書の発行が可能です。 その方法は、次項を参照ください。(下表は令和7年2月現在の各資格における受講料)

	共通	科目		専門科目			特記事項
資格名	受講料	支払先		受講料	支払先		
	文神科	JSPO 実施団体		文語符	JSPO	実施団体	
スポーツコーチングリーダー (オンライン講習)	¥15,400	0					
スポーツコーチングリーダー (集合講習)	*		0				受講料は実施団体に より受講料が異なる
スタートコーチ (競技別 ※NF実施)	*		0				受講料は実施団体に より受講料が異なる
スタートコーチ (教員免許状所有者)	¥2,200	0					
コーチ1	¥15,400	\circ		¥15,400 場合により★		0	競技特性等によって専門科目 の受講料が異なる場合あり
スタートコーチ (ジュニア・ユース)※スポ少	*		0	*		0	受講料は実施団体に より受講料が異なる
ジュニアスポーツ指導員	¥15,400	\bigcirc		¥19,800	\circ		
アシスタントマネジャー	¥15,400	0		*		0	専門科目は実施団体に よって受講料が異なる
クラブマネジャー				¥81,400 ※	0		※金額、JSPO確認中 (教材、検定込みのため)

リファレンスブック・・・教材です。受講料に該当しません。

専門科目テキスト・・・教材です。受講料に該当しません。

オンライン学習利用料(スマートスタディ利用料)・・・オンライン講習を利用する費用で受講料に該当しません。

※★印の欄は実施団体により受講料が異なります。(受講料の掲載がある書類を添付ください。)

ACP は開催により金額が異なるので、受講料の掲載がある書類を添付ください。

11 JSPO 指導者マイページからの領収書印刷

ならびに指導者登録番号(My JSPO No.)について

※JSPO 指導者マイページは(公財)日本スポーツ協会の管理によるものです。 指導者マイページについて、本協会ではお問い合わせ対応はできません。

【領収書印刷 手順】

PC で、指導者マイページ(TOP)から

- ① 「指導者トップ」を開いていただき、
- ② 「講習会申込履歴」(PC 画面右下)のところから、受講された該当科目を選択(クリック)いただき、移動した次の画面で「領収書」ボタンをクリック

※注意

発行可能期間や、印刷回数など制限がある可能性があります。十分ご注意ください。 指導者マイページ全般に関するお問い合わせ先は(公財)日本スポーツ協会になります。

(公財)日本スポーツ協会 指導者育成部 TEL 03-6910-5812

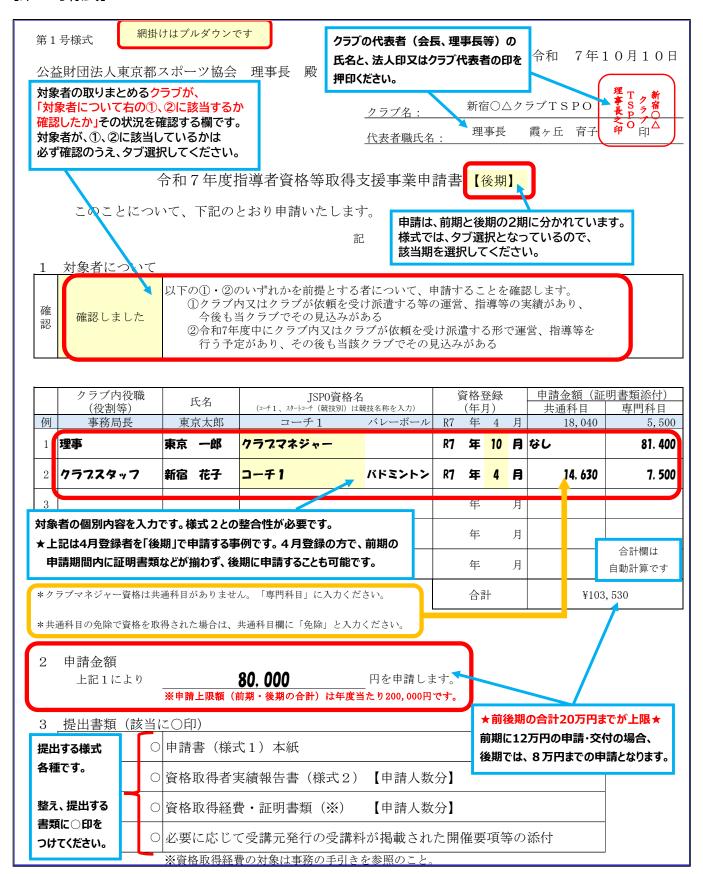
~指導者マイページの画面~



12 各様式の記入例(ポイント解説)

各様式の注意点などを掲載しますので、作成時に確認いただきますよう、お願いします (様式 3・4 は省略)。なお、下記同様の見本は、サポートネットにも掲載しますので、WEB 上でも確認できます。ご参考ください。

【第1号様式】



【第2号様式】

この様式では、対象者の資格取得の内容と、対象者のクラブでの経歴、学校部活動での経歴を確認するための報告様式です。記入方法は任意としますが、**対象者人数分の提出**が必須です。

第2号様式

令和7年度指導者資格取得助成事業 資格取得者実績報告書

クラブ名		新宿○△クラブTSPO						
対象者氏名		新宿 花子						
	資格名称	⊐ -∓1	 					
JSP0資格	※スタートコーチ、コーチ1の場合 専門競技: バドミントン							
について	登録・認定日	2025/4/1	σ. 整					
	登録番号 (My.JSPO No.)	0123456	슽					
クラブ内の役職	· 役割		性					
クラマスタッフ								

●クラブでの状況 (クラブ内の活動状況)

 R4
 年
 1月~ クラブの「バドミントン教室」のアシスタントとして指導補助。

 R5
 年
 5月~ クラブの「バドミントン教週1の教室、年内の大会等はアドラントを発育しておける活動内容やバドミントン以外のスポーターでは、アドラントン以外のスポーターでは、アラブにおける活動内容やアドラントを検索に記入ください。

令和2年4月~ これまで、クラブの教室などに参加してきたが、クラブ運営の手伝いを始める。

また、バドミントン教室の補佐を行う。

令和4年 6月~ バドミントン教室の指導者となる。

今後においてもバドミントンをはじめ、クラブでのスポーツ指導を行う予定。

令和7年 4月以降 ○○クラブで週に2回程度バドミントン教室の指導を予定。

*記入方法は任意です。入力の行が不足する場合は増やしてください。

●クラブ受託によりクラブ外での活動状況

クラブ活動場所でもある○△中学校との間で、クラブに対し、令和8年スタートを目標に部活動の 指導に関わることを調整中。(○△中の複数部活、バドミントンを含む)

> クラブ外部からの依頼をクラブが受け、対象者が携わった内容を記入ください。 見込についても記入ください。

*記入方法

記入欄

- ●資格取得費用について
- *「受講料」にあたる経費について記入ください。 (テキスト、検定料などは対象外)

Ž	資格名	⊐ − ∓1	チ1 バドミントン					
	金額	支払方法	領収書等証明書類	要項添付				
(例) 共通	14, 630 🗼	メ クレジットカード	JSP0領収書	なし				
(例) 専門	7. 500	銀行振込	ATM利用明細	あり				
2 V.C. 1 V	共通科 「クレジットカード決済の場合							
専門科は①クラブの法人カード・・・費用全額								
合計 ②個人のクレジットカード・・・金額の95%を金額計上(カード利用によるポイント加算の為)								

【領収書添付票】

この様式には、対象者の資格取得受講料の**支払に関する証明書類(原本)又は実施団体への支払が確認できる書類を添付**します。

- ●貼り付ける際、大幅に折りたたまないと貼り付けできないものは、別で貼り付けてください。
- A4 サイズの証明書類は、添付票には貼り付けず、提出ください。
- ●開催要項も同様に貼り付けは不要です。証明書類の後ろに位置して、提出ください。

